

仕 様 書

1 委託業務名

県立赤穂特別支援学校エレベータ保守点検業務

2 履行場所

兵庫県立赤穂特別支援学校（兵庫県赤穂市大津 1305 番地）

3 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

ただし、委託期間の終了の日までに、発注者から何らの意思表示がないときは、その翌日において更に 1 年間同一の条件でこの契約を更新するものとし、その後、令和 13 年 3 月 31 日までの間毎年更新できるものとする。

また、発注者は、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

4 対象エレベータ

- | | | |
|------------------------|---------------|----------------|
| (1) フジテック株式会社製 乗用エレベータ | WP-11-C045-2T | 1 基 |
| (2) 制御方法 | インバータ制御 | |
| (3) 積載量 | 750kg | 11 名 |
| (4) 速度 | 45/min | |
| (5) 巻上電動機 | 4.5KW | |
| (6) 停止階・数 | 1・2 階 | |
| (7) 設置年月日 | 平成 6 年 2 月 | |
| (8) 付加装置 | 地震時管制運転装置 | 停電時自動着床装置 |
| | 火災時管制運転装置 | 自家発管制運転 |
| | 戸開走行保護装置 | メンテナンス用映像確認カメラ |
| | 視覚障がい者仕様 | |

5 業務内容

フルメンテナンス契約とする

- (1) 上記エレベータの運転機能を常に良好に維持するため、毎月 1 回定期的に技術員を派遣し、建築基準法第 12 条第 3 項に基づく定期検査・清掃等を行い、報告文書を作成するとともに、必要に応じて機器構成部品の修理または取替を行うこと。ただし、国土交通省の共通仕様書に基づき、電話回線等を通じて直接エレベータの運転制御用のコンピュータの状態を遠隔リモート点検が可能な場合は、技術員の派遣を 3 ヶ月に 1 回にまで減ずることができる。この場合電話回線等に係る経費は、受託者の負担とする。
上記の点検のほか、エレベータに異常または故障の症状が現れたときは、学校の指示により速やかに技術員を派遣し、エレベータを正常な状態にすること。
- (2) 所管官公庁が直接検査を行う場合は、検査に立ち会うこと。
- (3) 上記点検・清掃に要する補充要油脂、ヒューズ類・ランプ類・ウエス等の消耗品、機器構成部分の修理または取替に要する経費（処分費を含む）、法定検査に要する経費は受託者の負担とする。
- (4) (1) の点検の結果不具合が発見されれば、調整・修理すること。不具合の有無にかかわらず、毎月 1 回点検結果を文書により報告すること。

6 点検内容

かご関係	運転状態・かご内室意匠・状態・表示器・ボタン・照明・ファン・ドア開閉装置・安全装置・結線ボックス・ドアポジションボックス・給油機・救出口・非常止め装置・ガイドシュー・荷重検出装置・かご下防振ゴム・停電等・外部連絡装置
乗場関係	乗場意匠・表示器・ボタン・インターロック・ドア開閉状態
昇降路	主ワイヤーロープ・ガバナロープ・移動ケーブル・ガイドレール・着床装置・プレート・上下リミットスイッチ・つり合いおもり・コンペンション・シフ・環境状態・機器状態
ピット関係	環境状態・機器状態
機械室	室内環境・電動機・巻上機・電磁ブレーキ・タコジェネレータ・ハルスエンコーダ・ロープブレーキ (UCMP) UCMP 専用制御盤・調速機

8 除外事項

- (1) 巻上機一式、ギヤケース、電動機一式、フレーム、制御盤等の一式、キャビネット取替
- (2) 意匠部品（かご、かご・乗場操作盤、表示器、かご床タイル、内装シート、かごの戸、敷居、乗場の戸、三方枠）の塗装、メッキ直し、清掃または取替
- (3) 遮煙構造の部材取替
- (4) 委託者・私用車もしくは第三者による不注意、不適当な使用および管理、または地震・火災・風水害・その他不可抗力の災害・事故等、受託者の責によらない事由によって生じた修理・取替および交換等

7 その他

- (1) 受託者は、この仕様書によるほか、発注者の指示するところに従い、関係法令等を遵守し、信義誠実の原則を守り、本業務を遂行するものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）によるほか、必要に応じて発注者と受託者が協議して定める。

